

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	弘胤 佑
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
奈良・平安時代における災害と国家			
論文審査担当者			
主 査	教授	下向井龍彦	
審査委員	教授	畠中 和生	
審査委員	教授	由井 義通	
審査委員	准教授	熊原 康博	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、奈良・平安時代の各段階の国家が行った災害対策、主として地震対策を対象とし、①それぞれの段階の国家体制・国家理念・政策基調（課題）との関連性の追究、②東南海地震など予想される大災害に対処する地震研究・防災研究・防災教育に寄与しうる知見の提供という観点から、7世紀～11世紀前半の災害関係史料とりわけ地震関係史料を博捜し、個別災害の具体的様相を明らかにしたうえで、各国家段階の災害対策・地震対策の内容・構成と特質について検討したものである。</p> <p>本論文は、序章、第1章～第7章、終章の9章で構成されている。</p> <p>序章では、東日本大震災後活況を呈する地震史研究の問題点として、①現代地震研究・防災教育への寄与という観点から不可欠であるはずの復旧・復興を含む地震対策という視点が欠如していること、②中央集権的国家形態という点で近現代国家との類似性がある古代国家の地震対策研究がとりわけ遅れていることの2点を指摘し、古代国家の諸段階に照応する地震対策研究の必要性和有効性について強調する。</p> <p>第1章では、7、8世紀、飛鳥・奈良朝における地震対策の展開について、神祇祭祀中心の7世紀中葉までのプリミティブな大和国家段階の地震対策に対して、対外的帝国性を追求する7世紀後半～8世紀の律令国家＝中央集権国家段階の地震対策は、地方諸国からの地震被害緊急報告を受けて、政府が神祇祭祀・減免税・救恤・復旧、災異思想にもとづく天皇の責任表明などの対策を律令諸規定などにもとづき中央政府が主導しつつも地方諸国が行政的に実施したことを、具体的な地震事例の検討によって解明した。</p> <p>第2章では、9世紀に頻発した地震各個について政府の対策を個別的に分析し、8世紀以来の災異思想＝天皇責任表明とともに、租調免除・賑恤・建物修理・死者埋葬・「不論民夷」救済・民富（富豪層の富）抛出要請などの共通項を析出して、それを地震対策パッケージとしてとらえた。</p> <p>第3章・第4章ではこの分析結果を踏まえて、帝国性の追求を放棄し規制緩和（＝国司への権限委譲と富豪層育成）を政策基調とする9世紀律令国家が、頻発する大規模地震に対して、天平9年(737)天然痘パンデミック対策を教訓に、公民と移配俘囚が雑居する9世紀地方社会の不安定な治安状況を配慮して、中央主導で地震対策パッケージを策定し、中</p>			

央派遣の使者の監督下、「不論民夷」(公民・俘囚の公平な救済)をスローガンに国司に対策パッケージを実施させ、民夷対立を原因とする治安悪化を抑制しようとしたことを解明した。

第5章では、承和7年(840)・9年に淳和・嵯峨両上皇が皇位継承紛議の抑止を意図して相次いで出した「卜筮を信ずべからず」の遺詔を反故にした藤原良房主導の「卜筮を信ずべき朝議」について、地震・噴火など災害の頻発、新羅賊船・不審船来着、俘囚騒擾などによる社会不安・政治不安を克服するため、予兆・原因を指示する卜筮結果を指針とする精神的(奉幣・読経など)・現実的警戒強化を意図したものであることを解明した。

第6章～第8章では、9世紀末～10世紀初頭の国制改革を経た摂関期＝前期王朝国家段階の地震対策について、地方支配を全面的に国司(受領)に委任した中央政府は積極的に復旧復興政策に乗り出すことはなく、災異思想にもとづく改元・大赦や神社奉幣・法会など観念的対応によって災害拡大の抑止、不安解消を祈念するだけで、地方支配を委任された受領も初任神拝・祭祀や仁王会など法会によって飢饉・疫病・災害の抑止を祈念するだけであり、実質的な災害対策・勸農(農業基盤維持対策)は、受領の指示のもとで、地域の富を留保する「負名」＝有力農民で構成される地域共同体の自助・共助によって行われたことを解明した。

終章では、本論の検討結果をもとに国家段階を、①律令以前段階、②8世紀律令国家段階、③9世紀律令国家段階、④10世紀～11世紀中葉の前期律令国家段階の4段階に区分して、それぞれの段階の国家体制・国家理念・政策基調と地震対策との照応関係を明らかにできたことを成果としてあげ、院政期＝後期王朝国家段階の地震対策について検討できなかったこと、政治史・財政史・宗教史の成果の吸収に努めたがそれら諸領域と地震・災害対策との関係性をさらに深く検討して地震・災害対策史研究をいっそう深化させることを残された課題としてあげる。

本論文は、次の3点で高く評価できる。

1. 7世紀から11世紀中葉までの史料性格の異なる大量の地震史料を関連史料を含めて収集・分析・考察して、各国家段階の国家体制・国家理念・政策基調と地震対策の照応関係を析出し、首尾一貫した地震対策論を提示したことである。
2. 地震対策だけに視野を限定せず、他の災害対策(たとえば8世紀前半の天然痘パンデミック対策の教訓を9世紀地震対策パッケージとして活用したこと)や皇位継承問題・対外的危機・俘囚問題・奥羽騒擾問題など、地震対策とは直接の関連性がないかにみえる政治的・社会的問題との密接な関連性を発見して独創的な地震対策論を展開したことである。
3. 各国家段階の国家体制・国家理念・政策基調と地震対策の照応関係を析出し、地震対策の国家体制による被拘束性を明らかにしたことで、より実効性ある地震対策、より人間的な地震対策を策定し実行するためにはいかなる社会が望ましいかなどについて考える手がかりを得た。日本古代史の地震対策史研究として研究史を一新する成果でありながら、同時に今後の地震対策・防災研究・防災教育など現代的課題に対しても裨益するところの大きい研究成果である。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(学術)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。